公共ます設置業務仕様書 現行と訂正の比較表 (平成28年4月改訂)

凡例: _____=削除、___ =改定及び訂正、赤字=訂正及び改定内容 頁 現行 札幌市下水道河川局下水道施設部 表紙 札幌市建設局下水道施設部 総則 1-1 適 用 1-1 適 用 P-71. この札幌市公共ます設置業務仕様書(以下「ます仕様書」と 1. この札幌市公共ます設置業務仕様書(以下「ます仕様書」と いう。)は、札幌市建設局下水道施設部(以下「下水道施設部」 いう。)は、札幌市下水道河川局下水道施設部(以下「下水道施」改正 という。)が、「札幌市公共ます設置業務実施要領」に基づき委託 設部」という。)が、「札幌市公共ます設置業務実施要領」に基づ する業務に係る役務契約書(以下「契約書」という。)(参考資料 き委託する業務に係る役務契約書(以下「契約書」という。)(参 「札幌市公共ます設置業務契約約款」参照) 設置業務契約約款及 考資料「札幌市公共ます設置業務契約約款」参照)設置業務契約 び設計図書、指示書等の内容について、統一的な解釈及び運用を 約款及び設計図書、指示書等の内容について、統一的な解釈及び 図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確 運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履 保を図るためのものである。 行の確保を図るためのものである。 総則 1-7 コリンズへの登録 削除 P-7請負人は、受注時又は変更時において、工事実績情報システム(コ リンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報 を「登録のための確認のお願い」により工事監督員の確認(記名・ 押印)を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年 末年始の閉庁日(以下、閉庁日という。)を除き 10 日以内に、 登録内容の変更(「工期」「技術者(現場代理人、主任技術者、監 理技術者)」の変更)時は変更があった日から、閉庁日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、閉庁日を除き 10 日以内に、訂 正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 「登録のための確認のお願い」については、工事監督員が記 名・押印した原本を請負人が保管し、複製を発注者が保管するも のとする。 また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認 書」をダウンロードし、速やかに工事監督員に提出しなければな らない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、 変更時の提出を省略できるものとする。(資料文献 土木工事仕

此事 111 5)		
<u> </u>		
	以降、連番変更	
3-5 下水道用資器材	3-5 下水道用資器材	
○ 札幌市建設局が検査を実施した製造工場での製品(別表3)	○ 札幌市下水道河川局が検査を実施した製造工場での製品	改正
であり、製造工場検査済書(札幌市が申請年度毎に発行)の写	(別表3) であり、製造工場検査済書(札幌市が申請年度毎に	
し及び自主検査書(工場発行)を添付するとき。	発行)の写し及び自主検査書(工場発行)を添付するとき。	
○ 札幌市建設局が発行する製品検査合格書を添付するとき。	○ 札幌市 <mark>下水道河川</mark> 局が発行する製品検査合格書を添付する	
	とき。	
3-5 下水道用資器材	3-5 下水道用資器材	
③ 認定工場・検査済製造工場の所在等の掲示	③ 認定工場・検査済製造工場の所在等の掲示	
上記工場の所在については、札幌市建設局下水道施設部管路保全	上記工場の所在については、札幌市下水道河川局下水道施設部管	改正
課に備えてある「下水道用資器材検査ニュース」及び「下水道用	路保全課に備えてある「下水道用資器材検査ニュース」及び「下	
資器材製造認定工場概要」等により確認をすること。	水道用資器材製造認定工場概要」等により確認をすること。	
11-2 適用	11-2 適用	
1. この基準は、 <u>建設</u> 局が発注するます工事について適用する。	1. この基準は、下水道河川局が発注するます工事について適用	改正
ただし、設計図書及び指示書等に明示されていない仮設構造物は	する。	
除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件などにより、	ただし、設計図書及び指示書等に明示されていない仮設構造物は	
この基準により難い場合は、業務監督員の承諾を得て他の方法に	除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件などにより、	
よることができる。(資料文献 管渠工事仕様書 16-1-2)	この基準により難い場合は、業務監督員の承諾を得て他の方法に	
	よることができる。(資料文献 管渠工事仕様書 16-1-2)	
(別表1-2) 監督員が準備する書類(2/2) (監督員に提出済みの		削除
資料)		
その他 20工事カルテ登録内容確認書欄		
	 ○ 札幌市建設局が検査を実施した製造工場での製品(別表3)であり、製造工場検査済書(札幌市が申請年度毎に発行)の写し及び自主検査書(工場発行)を添付するとき。 ○ 札幌市建設局が発行する製品検査合格書を添付するとき。 ○ 札幌市建設局が発行する製品検査合格書を添付するとき。 3 部定工場・検査済製造工場の所在等の掲示上記工場の所在については、札幌市建設局下水道施設部管路保全課に備えてある「下水道用資器材検査ニュース」及び「下水道用資器材製造認定工場概要」等により確認をすること。 11-2 適用 1.この基準は、建設局が発注するます工事について適用する。ただし、設計図書及び指示書等に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件などにより、この基準により難い場合は、業務監督員の承諾を得て他の方法によることができる。(資料文献 管渠工事仕様書 16·1·2) (別表1・2)監督員が準備する書類(2/2)(監督員に提出済みの資料) 	以降、連番変更 1-8⇒1-7・・・ 3-5 下水道用資器材 ○ 札幌市建設局が検査を実施した製造工場での製品(別表3) であり、製造工場検査済書(札幌市が申請年度毎に発行)の写し及び自主検査書(工場発行)を添付するとき。 ○ 札幌市建設局が発行する製品検査合格書を添付するとき。 ○ 札幌市下水道河川局が発行する製品検査合格書を添付するとき。 ○ たごし場の所在については、札幌市下水道河川局下水道施設部管路保全課に備えてある「下水道用資器材検査ニュース」及び「下水道用資器材製造認定工場概要」等により確認をすること。 11-2 適用 1. この基準は、下水道河川局が発注するます工事について適用する。ただし、設計図書及び指示書等に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件などにより、この基準により難い場合は、業務監督員の承諾を得て他の方法によることができる。(資料文献 管渠工事仕様書 16·1・2) (別表1・2) 監督員が準備する書類(2/2) (監督員に提出済みの資料)